



事 務 連 絡
平成20年5月26日

各都道府県高齢者保健福祉・介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局 計 画 課
振 興 課
老人保健課

採血用穿刺器具に関する島根県内の調査等について（情報提供）

標記について、当省医政局総務課、指導課、経済課、医薬食品局安全対策課より別添のとおり各都道府県医政主管課長及び薬務主管課あてに通知されているところです。

については、管内市町村及び管内高齢者施設等に対して、衛生担当部局との連携のもと、周知徹底方よろしくお願いします。

なお、採血用穿刺器具の取扱いに関する全国における実態調査について、現在、介護保険施設等における実態調査についても検討中であることを申し添えます。

別 添

事 務 連 絡
平成 2 0 年 5 月 2 4 日

各都道府県医政主管課 御中
薬務主管課 御中

厚生労働省医政局総務課
指導課
経済課
医薬食品局安全対策課

採血用穿刺器具に関する島根県内の調査等について

「採血用穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）の取扱いについて（注意喚起）」（平成20年5月22日付け厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長、厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室長事務連絡）にてお知らせしたとおり、島根県内の医療機関において、複数の患者に使用しないことが明示されているにもかかわらず、採血用穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）を複数の患者に使用していた事例が明らかとなったところです。

さらに、同県における5月23日の調査において、別添のとおり、採血用穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）の不適切な使用を申し出た医療機関が多数あることが判明し、その旨、公表されましたので、取り急ぎ情報提供いたします。

また、採血用穿刺器具の製造販売業者に対しては、採血用穿刺器具の適正な使用を図るため、改めて使用方法等の情報を医療機関等に提供するよう指導方よりしく願います。

なお、採血用穿刺器具の取扱いに関する全国における実態調査の実施について、現在、検討中であることを申し添えます。

おって、管下政令指定都市、保健所設置市、特別区、関係団体に対しても併せてご周知ください。

別 添

島根県報道発表資料

平成20年5月24日

報道関係者各位

医療対策課長

「採血用穿刺器具（針の周辺がディスポーザブルタイプでないもの）
の不適切な取扱いに係る調査（第1次調査）」について（第2報）

このことについて、保健所が県内医療機関（病院・一般診療所）に対し問い合わせた
結果、「不適切と思われる」と申し出のあった件数

平成20年5月24日（土） 16時 現在 46 件

《参考》調査対象数	753ヶ所
回 答 数	704ヶ所
未回答数	49ヶ所

※当該医療機関について県が現地調査を行い、不適切の有無について確認中です。

【問い合わせ先】

医療対策課 門脇
(TEL 6252)